

建設発生土の民間受入地の公募要領

(目 的)

第1条 この要領は、「三重県建設副産物処理基準」に基づき、三重県県土整備部が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）を民間建設工事へ流用又は民有地に処分するにあたって、その受入地を公募する場合の手続き等を定め、建設工事の円滑な施工の確保などを図ることを目的とする。

(適 用)

第2条 この要領は、建設発生土を民間建設工事へ流用、又は民有地に処分するにあたって、公共工事の発注機関の長（以下「所長等」という。）が、その受入地を公募する場合に適用する。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、次の各号に定める要件を満たしていること。

- (1) 建設発生土を受け入れることができる土地を所有している者、又は土地を所有している者から受け入れについて同意を得ている使用者。
- (2) 別表1の項目のいずれにも該当しない者。

(受入地の条件)

第4条 受入地は次の各号に定める条件を満たしていること。

- (1) 建設発生土の受け入れまでに、建設発生土の受け入れに伴い必要となる関係法令等の手続きが完了している、又は完了する見込みがある土地であること。
- (2) 申請者自らが所有している又は所有者が受け入れについて同意した土地であること。
- (3) 別表1の項目のいずれにも該当しない者の所有する土地であること。
- (4) 廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。
- (5) その他、所長等が定める条件を満たす土地であること。

(受入地の公募・登録)

第5条 所長等は、建設発生土を処理するための民間受入地（以下「受入地」という。）をホームページ、その他の方法で公募する。

- 2 所長等は、「建設発生土受入地登録申請書（様式-1）」により、登録申請があった受入地を審査し、「建設発生土受入地台帳（様式-11）」（以下「台帳」という。）に登録する。
- 3 所長等は、審査の結果、登録申請のあった受入地を台帳に登録した場合は、登録有効期間を定めて、申請者に対して「建設発生土受入地登録通知書（様式-2）」により通知し、登録しない場合は「建設発生土受入地登録不採用通知書（様式-3）」により通知する。

- 4 所長等は、台帳に登録された受入地の申請者（以下「登録申請者」という。）から受入地登録の継続又は受入地の登録内容を変更するため、「建設発生土受入地登録〔継続・変更〕申請書（様式－４）」が提出された場合は、内容を審査のうえ、受入地登録の継続（有効期間の延長）又は受入地登録内容の変更を行う。
- 5 所長等は、受入地登録の継続（有効期間の延長）又は登録内容の変更を行った場合は、登録申請者に対して「建設発生土受入地登録〔継続・変更〕通知書（様式－５）」により通知する。
- 6 所長等は、登録した受入地が要件等を満たさないことが判明した場合や対象工事の完了等により建設発生土の搬入ができなくなった場合は、登録申請者に対して「建設発生土受入地登録取消通知書（様式－６）」により通知する。
- 7 所長等は、登録申請者から「建設発生土受入地登録削除申請書（様式－７）」が提出された場合は、登録を削除する。
- 8 所長等は、建設発生土受入地登録削除申請のあった受入地の登録を削除した場合は、登録申請者に対して「建設発生土受入地登録削除通知書（様式－８）」により通知する。

（建設発生土を搬入する受入地の決定）

- 第 6 条** 所長等は、台帳に登録された受入地から建設発生土を搬入する受入地を決定する。建設発生土を搬入する受入地の決定にあたっては、工事毎に受入地までの運搬費用、受入条件、その他を考慮する。
- 2 所長等は、建設発生土を搬入する受入地の決定に際し、現地調査を行うとともに、登録申請者に対して現地立会を求める。
 - 3 所長等は、建設発生土を搬入する受入地を決定した後、速やかに登録申請者に建設発生土の搬入予定期間、予定数量を記載した「受け渡し通知書（様式－９）」により通知する。

（建設発生土の搬入）

- 第 7 条** 所長等は、建設発生土を受入地へ搬入する際には、搬入した土量が検収できるように管理する。
- 2 所長等は、受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関と連携する。

（受け渡しの完了）

- 第 8 条** 建設発生土の搬入が完了した場合、所長等は登録申請者に対して、「受け渡し完了通知書（様式－１０）」により通知する。

（雑則）

- 第 9 条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付則）

- この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条(2)、第4条(3)関係)

(1) 自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)である者
(2) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
(3) 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(4) 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

建設発生土受入地登録申請書

建設発生土の民間受入地の公募要領に基づき、下記のとおり、建設発生土受入地に登録したいので、必要書類を添えて申請します。

また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守します。

●●建設事務所長 宛て

令和 年 月 日

1. 申請者

フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
氏名						
住所	(〒 -)	電話番号		-	-	

2. 受入地

登録番号		受入量	m ³
受入地の所在地			
受入地の所有者	住所	(〒 -)	
	フリガナ		
	氏名		

添付資料

- ① 関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等）
- ② 受入地が判別できる写真
- ③ 受入地への進入経路を示した図面
- ④ 土地の権原を有することを証するもの（（土地登記簿等の写し）原本確認が必要）
- ⑤ 土地所有者の同意書（申請者と土地所有者が異なる場合）
- ⑥ 申請者の本人確認できるもの（代理申請の場合は、委任状と受任者の本人確認できるもの）（運転免許証の写し等）

3. 受入条件

受入時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
最小受入量	m ³
その他受入条件	有 無

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申請者)

様

●●建設事務所長

建設発生土受入地登録通知書

令和 年 月 日付けで建設発生土受入地登録申請があった土地を下記のとおり登録しましたので通知します。

なお、本通知をもって、建設発生土を受入地に搬入するものではありません。受入地に建設発生土を搬入することが決定された場合は、別途「受け渡し通知書」を通知します。

記

- 登録番号
- 有効期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 受入地の所在地
- 受入量 m^3
- その他

※ 受入地登録の継続や登録内容の変更を申請する場合は、建設発生土受入地登録 {継続・変更} 申請書 (様式－4) を●●建設事務所に提出していただく必要があります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申請者)

様

●●建設事務所長

建設発生土受入地登録不採用通知書

令和 年 月 日付けで建設発生土受入地登録申請があった土地につきましては登録不採用としましたので通知します。

1. 申請のあった受入地の所在地
2. 不採用の理由

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申請者)

様

●●建設事務所長

建設発生土受入地登録 { 継続
変更 } 通知書

令和 年 月 日付けで建設発生土受入地登録 {継続・変更} 申請があった受入地を下記のとおり登録しましたので通知します。

記

1. 登録番号
2. 有効期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. 受入地の所在地
4. 受入量 m^3
5. その他

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申請者)

様

●●建設事務所長

建設発生土受入地登録申請取消通知書

令和 年 月 日付けで建設発生土受入地登録 {申請・継続申請・変更申請} があつた建設発生土受入地について、受入地登録を取り消しましたので通知します。

記

1. 登録番号
2. 受入地の所在地
3. 取消理由

建設発生土受入地登録削除申請書

下記建設発生土受入地について登録を削除したいので申請します。

●●建設事務所長 宛て

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名
連絡先

記

1. 登 録 番 号

2. 有 効 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 受入地の所在地

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申請者)

様

●●建設事務所長

建設発生土受入地登録削除通知書

令和 年 月 日付けで建設発生土受入地登録削除申請があった下記受入地の登録を削除しましたので通知します。

記

- 登録番号
- 受入地の所在地

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申請者)

様

●●建設事務所長

受け渡し通知書

令和 年 月 日付けで建設発生土受入地登録 {申請・継続申請・変更申請} があつた受入地に建設発生土を搬入し、受け渡しますので、通知します。

工 事 名	
登 録 番 号	
受入地の所在地	
搬入期間 (予定)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
搬入土量 (予定)	m ³
備 考	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(申請者)

様

●●建設事務所長

受け渡し完了通知書

令和 年 月 日付で通知しました受け渡し通知書に基づき、受入地に建設発生土を搬入し、受け渡しが完了しましたので、通知します。

工 事 名	
登 録 番 号	
受入地の所在地	
搬 入 期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
搬 入 土 量	m ³
備 考	

「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」

- 1 申請者は別表1のいずれかに該当する者ではありません。また、受入地は別表1のいずれにも該当しない者が所有する土地です。
- 2 1の事項に関して、県が関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して県が行う一切の措置について異議を申し出ません。
- 3 受入地は、廃棄物が不法に投棄されていない土地です。
- 4 県が受入地に立ち入り調査をすることを認めます。また、県から現地立会やヒアリングを求められた場合は、対応します。
- 5 受入地に建設発生土を受け入れるにあたり法令による許認可等の手続きが必要な場合、各種許可書の写し等の提出が求められれば、提出します。
- 6 建設発生土の受け入れを転売の目的といたしません。
- 7 建設発生土の受け入れに必要な関係法令等への対応は申請者が行ないます。
- 8 建設発生土の受け入れに伴う受入地の隣接土地所有者、周辺住民、利害関係者等からの苦情については、申請者が対応します。
- 9 申請者は、建設発生土の受入期間中は、受入地に係る土砂の搬出、搬入は行ないません（搬入された土量の検収を妨げない場合は除く）。また、申請者と受入地の土地所有者が異なる場合は、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせます。
- 10 受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、受入地の登録を取り消されても、異議を申し出ません。
- 11 申請内容に変更が生じた場合や申請をとりやめる場合は、すみやかに申し出て定められた手続きをとります。
- 12 受入地への建設発生土の搬入に先立ち通知される予定数量と比べて実際に搬入される数量に差異があっても、異議を申し出ません。
- 13 申請者は、建設発生土の受入地への搬入が円滑になされるよう協力します。
- 14 建設発生土搬入後の管理については、必要となる関係法令の対応を含めて申請者の責任で行ないます。また、申請者と受入地の土地所有者が異なる場合は、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせます。
- 15 上記の事項を守らないことを理由に、県が建設発生土の搬入をしなくなっても、一切の異議は申し出ません。

申請者 署名

別表 1

(1) 自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者
(2) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
(3) 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
(4) 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者